

大阪広域水道企業団聴聞等の手続に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団規則第 4 号

大阪広域水道企業団聴聞等の手続に関する規則の一部を改正する規則

大阪広域水道企業団聴聞等の手続に関する規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 ～ 11 （略） <u>（岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市との水道事業の統合に伴う経過措置）</u> <u>12 令和 7 年 4 月 1 日前に岸和田市聴聞等の手続に関する規則（平成10年岸和田市規則第 9 号）、八尾市聴聞等の手続に関する規則（平成 6 年八尾市規則第 53 号）、富田林市聴聞等の手続に関する規則（平成13年富田林市規則第36号）、柏原市聴聞等の手続に関する規則（平成 9 年柏原市規則第13号）又は高石市聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成 6 年高石市規則第21号）（次項において「市の規則」という。）の規定によりなされた聴聞に係る手続その他の行為のうち、水道事業に係るものは、この規則中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。</u> <u>13 市の規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則の様式により作成した用紙として使用することができる。</u>	附 則 1 ～ 11 （略）

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。